

# ストップロス取引 実施細則

株式会社堂島取引所

## ストップロス取引実施細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条第6項の規定に基づき、ストップロス取引に関し必要な事項について規定する。

(損失限定取引契約)

第2条 損失限定取引契約は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 委託者証拠金等（受託契約準則第2条第11号に規定する委託者証拠金及び損失限定取引（業務規程別表に規定する損失限定取引をいう。）に必要なものとして受託取引参加者が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れ又は預託されたものに限る。）が、次に掲げる額に、取引単位の倍率及び取引数量を乗じて得た額以上の額であり、かつ、委託者証拠金が、イ又はロのそれぞれのiiに掲げる額に取引単位の倍率及び取引数量を乗じて得た額以下の額であること。

イ 買い注文である場合は、次に掲げる額の合計額

i 指定する値段又は数値からロスカット水準の値段（業務規程第27条第1項に規定するロスカット水準の値段をいう。以下同じ。）又はロスカット水準の数値（同規程第36条の14第1項に規定するロスカット水準の数値をいう。以下同じ。）を減じて得た額

ii ロスカット水準の値段又はロスカット水準の数値に上場商品構成品（上場商品構成品について複数の標準品が存在する場合には、当該標準品（業務規程第11条第2項に規定する標準品をいう。）とする場合がある。以下同じ。）ごと又は上場商品指数ごとに別表に規定する率を乗じて得た額

ロ 売り注文である場合は、次に掲げる額の合計額

i ロスカット水準の値段又はロスカット水準の数値から当該指定する値段又は数値を減じて得た額

ii ロスカット水準の値段又はロスカット水準の数値に上場商品構成品ごと又は上場商品指数ごとに別表に規定する率を乗じて得た額

(2) ロスカット水準の値段及びロスカット限度水準の値段（業務規程第27条第1項に規定するロスカット限度水準の値段をいう。）について、両者の差の絶対値をロスカット水準の値段で除した値が上場商品構成品ごとに別表に規定する率以上であること。

(2)の2 ロスカット水準の数値及びロスカット限度水準の数値（業務規程第36条の14第1項に規定するロスカット限度水準の数値をいう。）について、両者の差の絶対値をロスカット水準の数値で除した値が上場商品指数ごとに別表に規定する率以上であること。

- (3) ロスカット注文は、当該ロスカット注文の対象となる新規注文の約定後ロスカット水準の値段又はロスカット水準の数値に達した場合、遅滞なくロスカット限度水準の値段又はロスカット限度水準の数値の仕切り注文(システム売買実施細則第3条第2号に定めるFill and Kill条件を約定条件として指定するものに限る。)が発注できるものであること。
- (4) ストップロス取引は、ロスカット注文が発注され、当該注文の未約定の数量が約定条件によって失効した場合に、当該注文の失効時点における直近の約定値段で行われるものであること。
- 2 前項第3号の場合において、ロスカット限度水準の値段が業務規程第33条第2項に規定する制限値段の範囲を超える場合、又はロスカット限度水準の数値が同規程第36条の19第2項に規定する制限数値の範囲を超える場合は、注文の値段又は数値はこれらの項に規定する制限値段又は制限数値の上限又は下限と読み替えて発注するものとする。

(申出書類)

第3条 業務規程第27条第3項第1号及び同規程第36条の14第3項第1号に規定するストップロス取引実施細則に定める書類は、当社が別に定めるとおりとする。

(法定帳簿の記載方法)

第4条 ストップロス取引を行った受託取引参加者は、法定帳簿上、ストップロス取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(調査及び帳簿等の提出要求)

第5条 当社は、必要と認めるときは、受託取引参加者に対して、ストップロス取引に係る書類等を提出させることができる。

(変更又は廃止)

第6条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前のストップロス取引実施細則(以下「旧細則」という。)は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和 3 年 8 月 27 日）

この細則は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日）

この細則の変更は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 26 日）

この細則の変更は、令和 5 年 11 月 23 日から施行する。

附則（令和 6 年 8 月 6 日）

この細則の変更は、令和 6 年 8 月 13 日から施行する。

附則（令和 8 年 5 月 7 日）

- 1 この細則の変更は、令和 8 年 7 月 21 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この細則の変更を施行日から施行することが適当でないとして当社が認めた場合は、当社が別に定める日から施行する。この場合において、施行に際し必要な事項は、当社がその都度定める。

別表

上場商品構成品ごと又は上場商品指数ごとに定める率

上場商品構成品又は上場商品指数	率
小豆	13パーセント
大豆	8パーセント
とうもろこし	7パーセント
粗糖	9パーセント
金（限月現金決済先物取引）	6パーセント
金（限日現金決済先物取引）	
銀（限月現金決済先物取引）	16パーセント
銀（限日現金決済先物取引）	
白金（限月現金決済先物取引）	9パーセント
白金（限日現金決済先物取引）	
米穀指数	8パーセント